

令和2年5月27日

## 学校の新しい生活様式

長野県上田染谷丘高等学校

### 1 教育環境の確保について

#### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 自宅で朝晩検温をし、本人・家族に発熱等の風邪症状があるときは登校しない。
- ② 石けん等による手洗い（30秒）をする。（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ③ 多くの生徒が触れる場所や共有の教材、教具、情報機器などの消毒。
- ④ マスクの着用。
- ⑤ 使用済みのマスクやティッシュ、飲食類の包装紙等は自宅に持ち帰る。
- ⑥ 「3つの密」の回避
  - ・ 換気は、少なくとも30分に1回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。
  - ・ 身体的距離の確保。（座席の配置は、最低1mの距離を確保し、対面としない）

#### (2) 通学における配慮

- ① 当面の間、公共交通機関が混雑する時間帯を避けた始業時間の設定。
- ② 電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーの徹底。

### 2 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導について、以下に掲げるものなどの感染リスクが高い学習指導については、必要な感染症対策を講じます。

- ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・ 家庭科における調理等の実習
- ・ 体育科における生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・ 生徒が密集して長時間活動するグループ学習

### 3 「学びの保障」のための教育活動について

#### (1) 今後の基本方針

- ① 感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、速やかに遠隔学習に切り替え、学びを継続させる。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあっては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わないとともに、遠隔学習により学びを保障する。
  - ・ 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合
  - ・ 生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

- ・医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合
- ・生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてもよいと認めた場合

③遠隔学習については、生徒の実態等に応じ、紙の教材配布やメール等を利用した課題配信、授業動画の配信 Web 会議システムを活用した同時双方向型オンライン授業等の遠隔学習を行う。なお、家庭のインターネット環境が整わない場合には、学校の端末等を貸し出す。

#### 4 学校行事等の実施について

- (1) 実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法について十分配慮し、感染の防止に努める。
- (2) 感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。
- (3) 各種健康診断が未実施のため、過度な負担のかかる活動は実施できない場合もある。内科検診及び心電図検診については、学校医等と日程調整の上、できる限り早期に実施する予定だが、授業及び班活動への参加を見合わせたい場合は、速やかに学校まで相談する。

#### 5 班活動について

班活動については、以下のとおり段階的に再開する。

1 週目：活動時間目安 30 分、2 週目：60 分、3 週日以降：90 分（平日 1 日以上の上の休止日）  
週休日の活動：20 日以降（土・日のどちらかを必ず休日とする）

- (1) 再開当初は、生徒の心身の状況を十分に踏まえて慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 当面の間、生徒が密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離をとって行う活動に切り替えるなどの工夫をする。また、当面の間、宿泊を伴う活動については行わない。
- (3) 実施に当たっては感染症対策を徹底する。

#### 6 生徒の心のケア等について

- (1) チェック票を活用した生徒への支援

①すべての生徒を対象にチェック票により心身の状況を把握し、その上で個別面談等による相談支援を実施。

②学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える生徒に対して、家庭を含めた必要な支援を実施。

- (2) 相談窓口の周知

LINE 相談「ひとりで悩まないで@長野」（6 月 1 日から開始予定）や学校生活相談センター（0120-0-78310）に相談する。